

【 治癒証明書 】

保護者様

江戸川双葉幼稚園 園長

お子さまが伝染病の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。

ご参考までに学校保健法に定められたものを付記いたします。

	病名	出席停止の期間
1	百日咳	特定の咳が消失するまで、または 5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
2	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
3	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
4	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
5	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
6	咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状がなくなった後2日をすぎまで
7	結核	伝染のおそれが無いと認められるまで
8	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれが無いと認められるまで
9	流行性角結膜炎	伝染のおそれが無いと認められるまで
10	急性出血性結膜炎	伝染のおそれが無いと認められるまで
11	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ、全身状態はよくなるまで
12	感染性胃腸炎	伝染のおそれが無いと認められるまで
13	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
14	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	その他の伝染病 ()	医師の指示に従ってください

*登園するときにお持ちください

----- き り と り せ ん -----

治癒証明書（登園許可書）

園長殿

組 氏名 _____

病名 _____

月 日から登園してもよいことを証明いたします。

西暦 年 月 日 医師 _____